

理事会運営規則

公益社団法人石川県作業療法士会

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人石川県作業療法士会（以下「本会」という。）定款第34条に基づき、本会の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に必要な応じて開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前項の会長以外の理事による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集者)

第4条 理事会は会長が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 第2条第3項第3号による場合は理事が招集する。

3 会長は、第2条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事に対して通知しなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

理事会運営規則

- 3 前2項の規定に係らず、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決する。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(決議の省略)

第9条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはその限りでない。

- 2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人・一般財団法人法」という。)施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって末尾に記

理事会運営規則

載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

(権限)

第15条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ. 本会の業務執行の決定
- ロ. 代表理事並びに執行理事の選任・解任
- ハ. 重要な財産の処分及び譲受
- ニ. 多額の借入
- ホ. 重要な使用人の選任・解任
- ヘ. 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ト. 内部管理体制の整備
- チ. 事業計画書及び収支予算書等の承認
- リ. 事業報告及び計算書類等の承認
- ヌ. その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ. 下記の規則の制定、変更及び廃止
 - ① 経理規程
 - ② 特定費用準備資金等取扱規則
 - ③ 理事の職務権限規程
 - ④ 委員会規程
 - ⑤ 入会金及び会費規程
 - ⑥ 情報公開規程
 - ⑦ 役員選挙規程
 - ⑧ 理事会運営規則
 - ⑨ 文書管理規程

理事会運営規則

⑩事務局規程

⑪出張規程

⑫表彰規程

⑬退職金規程

⑭講師謝金並びに交通費支給規程

その他必要な事項の規程

ロ. 会長、副会長の選定及び解職

ハ. 基本財産の指定、維持及び処分

ニ. その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

イ. 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更

ロ. 重要な事業その他の争訟の処理

ハ. その他理事会が必要と認める事項

(事務局)

第17条 理事会の事務局には、事務局長が当たる。

(改 廃)

第18条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。